

件名	特定非営利活動促進法施行条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
主管課	市町振興課
根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）
<p>【改正の概要】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）により住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部が改正されることに伴い、これらの条例の一部を改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定非営利活動促進法施行条例の一部改正 条番号のずれ及び法律の文言の改正が生じたことに伴う規定整理 2 住民基本台帳法施行条例の一部改正 <ol style="list-style-type: none"> (1) 条番号のずれ及び法律の文言の改正が生じたことに伴う規定整理 (2) 指定情報処理機関に関する規定の削除 3 住民基本台帳法施行条例の一部改正 条番号のずれに伴う規定整理 	
施行日	平成27年10月5日（3は平成28年1月1日）
<p>【その他参考事項】</p>	